

相続税の課税対象となる方の範囲が拡大されます!!

平成 25 年度税制改正により基礎控除の引下げを含めた相続税法及び租税特別措置法の一部が改正されました。**平成 27 年 1 月 1 日以後**に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用される主な改正の内容は次のとおりです。

基礎控除の引下げ

遺産に係る基礎控除額が引き下げられ、**相続税の課税対象となる方の範囲（相続税の課税ベース）が拡大されます。**

【改正前】

5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人数



【改正後】

3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人数

〈例〉法定相続人が配偶者と子 2 人の場合

5,000 万円 + 1,000 万円 × 3 人 = **8,000 万円** ⇒ 3,000 万円 + 600 万円 × 3 人 = **4,800 万円**

税率構造の見直し

最高税率の引上げなど税率構造が変わります。

小規模宅地等の特例の見直し

特例の適用対象となる宅地等の面積等が変わります。

税額控除の見直し

未成年者控除や障害者控除の控除額が引き上げられます。

事業承継税制の見直し (非上場株式等の納税猶予)

適用要件の緩和や手続の簡素化など制度の適用要件等が変わります。

※ 相続税の改正内容の詳細及び平成 27 年 1 月 1 日以後の贈与に係る贈与税の改正につきましては
国税庁ホームページ [【www.nta.go.jp】](http://www.nta.go.jp) をご覧ください。

相続税の申告 Q & A

Q どのような人が相続税の申告をする必要があるのでしょうか？

A 課税価格の合計額が基礎控除を超える場合、その財産を取得した各人は、相続税の申告をする必要があります。

Q 小規模宅地等の特例を適用することにより課税価格の合計額が基礎控除以下となる場合には、申告をする必要があるのでしょうか？

A 小規模宅地等の特例の適用前に課税価格の合計額が基礎控除を超える場合には、申告する必要があります。

Q ①養子（普通）がいる場合、②放棄した相続人がいる場合の法定相続人の計算方法は？

A ①被相続人に実子がいる場合は 1 人まで、被相続人に実子がない場合は 2 人までを法定相続人の数として計算します。②放棄がなかったものとして法定相続人の数を計算します。

Q 相続税の申告書は、いつまでに提出するのでしょうか？

A 相続の開始があったことを知った日（通常の場合は、被相続人が亡くなった日）の翌日から 10 か月以内に提出する必要があります。

